



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○弁理士法施行規則第六条第三号及び第七号の経済産業大臣が認める者を定めた件の一部を改正する件
(経済産業一)

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人国立文化財機構出品預

証書紛失に伴う証書の無効関係

地方公共団体

行旅死亡人、公示送達、特定空家等

の除去命令関係

会社その他

会社決算公告

九 四 六 三

告

示

○経済産業省告示第一号

技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行に伴い、
弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)第六条第三号の規定に基づき、平成二十
一年経済産業省告示第三号(弁理士法施行規則第六条第三号及び第七号の経済産業大臣が認める者を
定めた件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年一月八日

経済産業大臣 梶山 弘志